

全教委連第194号  
平成28年10月31日

中央教育審議会初等中等教育分科会  
教育課程部会教育課程企画特別部会  
主査 無藤 隆様

全国都道府県教育長協議会  
会長 中井 敬三

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」  
に対する意見について

平成28年9月に依頼のありました標記の件について、下記のとおり意見を申し上げます。

## **1 学習指導要領等改訂の基本的な考え方について**

予測困難な社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子供たち一人一人に確実に育む学校教育や、学校と社会が連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」等を実現するという考えに賛同する。

また、「生きる力」の理念を具現化し、教育課程がその育成にどうつながるのかを分かりやすく示すことや、指導内容において、「何を学ぶか」ということの見直しにとどまらず、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」という視点を加えることなども重要と考える。

しかしながら、このような目指すべき方向や理念を実現させるためには、各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現、「アクティブラーニング」の視点からの授業改善、キャリア教育のさらなる充実、学習評価の充実、幼児教育の質の確保・充実等、多くの取組が各学校において十分な理解のもとに行われなければならない。国においては、それらの取組が円滑に進むよう、必要な体制を構築するとともに、具体的な手立てを講じる必要がある。

さらに、「生きる力」を育むという理念について各学校の教育課程等へ

の浸透や具体化が必ずしも十分とはいえないことなど、現状において認められる様々な課題についても検証を行い、次期学習指導要領の改訂等に生かしていく必要がある。

加えて、次期学習指導要領等の理念をよりよく実現していく前提として、国が教育予算の総額の拡大を含めた、充実した財政措置と教職員定数の改善を行い、教育環境の整備を行うことが必要不可欠である。

## **2 学習指導要領等改訂の基本的な方向性について**

### **【「カリキュラム・マネジメント」の実施の促進について】**

子供たちにこれから時代に求められる資質・能力を育むために、それぞれの学校段階において、各教科等の指導内容や時間割編成、地域や社会との連携・協働を有機的に結びつけ、最大限の教育効果をめざす「カリキュラム・マネジメント」の実施の促進が求められている。

しかし、各学校における「カリキュラム・マネジメント」を確立するためには、全ての教職員が十分に共通理解を深めている必要がある。

したがって、各学校において充実した取組ができるよう、「カリキュラム・マネジメント」による学校経営の展開に係る具体的な事例及びそれらの考え方・方針を示すとともに、教員に対する研修の機会を設けていただきたい。

### **【政治参加や職業選択等を学ぶ「公共（仮称）」の新設について】**

高等学校の新たな共通必履修科目に「公共（仮称）」が設定され、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育むこととされた。

その学習の題材として「政治参加」等が取り上げられているが、これらには客観的かつ公正な資料に基づいた指導が必要であることから、高等学校はもとより、中学校段階からのワークシートなどの補助教材や授業における留意点等を含む授業実践事例をできるだけ早い時期に示したい。また、「キャリア教育」との関係についても明確に示されたい。

### **【生涯にわたる健全な食生活の実現に向けて】**

学校において、健全な食生活を送るために必要な資質・能力を育み、安全で安心な社会づくりに貢献することの重要性が示された。

生涯にわたる健全な食生活の実現のためには、学校給食を生きた教材

として活用した食育の推進が不可欠である。一方で、学校給食栄養管理者である栄養教諭及び学校栄養職員については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において配置数が決められており、全校配置とはされていない。

全ての子供たちが健全な食生活を実現するために、また、全ての学校において等しく食育の推進が図られるためには、学校における食育の中核となる栄養教諭及び学校栄養職員の配置数を見直し、全校に配置されたい。

### **【防災等に関する学習の充実に向けて】**

防災等の安全教育を進めていく上で、教員の知識や能力を向上させるための研修プログラムを作成するとともに、学校と地域が連携・協働しながら地域防災力の強化を進めていくことが求められる。

さらに、防災等に関する安全教育が計画的、継続的に進められるよう、各教科等における防災等に関連する教育内容を明らかにするなど教育課程への位置付けを具体的に示すとともに、教員による適切な指導のもと、教育効果が見込まれる指導計画や指導方法の提示、ワークシートや資料等を集録した学習教材を提示されたい。

### **【「アクティブ・ラーニング」の視点による授業改善について】**

教育課程の構造や、新しい時代に求められる資質・能力の在り方、とりわけ、「アクティブ・ラーニング」の考え方等について、全ての教員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めることができるよう、学習指導要領の要であり教育課程に関する基本原則を示す「総則」を改善し、必要な事項を分かりやすく整理していただきたい。

「主体的・対話的で深い学び」を実現するために必要な授業改善の視点（「アクティブ・ラーニングの視点」）を教科等を越えて共有できるよう、各教科等の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」について、先行事例を収集・分析するなどし、考え方を整理した指導事例集や映像資料等を早期に作成するとともに、教員に対する研修の機会を設けていただきたい。特に「深い学び」については、イメージがつかみにくいため、全ての教員が十分に理解できるよう、考え方を整理していただきたい。

### **【キャリア教育のさらなる推進について】**

一人一人の学びの成果を学校段階を越えてつなぐため、小学校・中学

校・高等学校を通じて学級活動・ホームルーム活動に「一人一人のキャリア形成と実現（仮称）」を位置づけるとともに、「キャリア・パスポート（仮称）」等の活用の促進が求められている。キャリア・パスポートについては、その内容を具体的に示し、一人一人のキャリア発達や進路に生かされるよう、特別活動等での活用方法や各学校段階におけるポイント及び具体的な見通し等を示すなどの指導上の配慮事項を示されるとともに、教員の負担とならないように配慮されたい。

キャリア教育における学校段階の効果的な接続や特別活動を軸としたキャリア教育の在り方、高等学校における新設科目とキャリア教育とのつながり等については、その実践に関する知見が十分に共有されていないため、できるだけ早い段階で、キャリア教育のさらなる推進を図るための具体的事例を示すとともに、教員の指導力向上に向けた研修の機会を設けていただきたい。

### **【教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育について】**

通常の学級に多く在籍している発達障害等の特別な配慮が必要な児童生徒に対し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、児童生徒の発達特性や教育的ニーズに応じて、適切な指導・支援を行うとともに、「個別の教育支援計画」等活用して次学年や進学先学校等に確実な情報を引継ぎ、継続的な支援を行っていくことの重要性を、学習指導要領の中で、明記していただきたい。

また、高等学校における通級による指導の制度化に当たり、高等学校学習指導要領への位置付け、とりわけ単位認定・学習評価の在り方等について、具体的な事例も含めて、考え方及び方針を早期に示されたい。必要な教員定数の加配措置や教員の専門性向上に向けた研修会の開催、先進的な事例の開発、「通級による指導の手引き」の改訂等、高等学校における通級による指導についての普及、充実を図っていただきたい。

### **【学習評価の充実について】**

学習評価については、全ての教科等において、教育目標や内容を資質・能力の三つの柱に基づき再整理し、「目標に準拠した評価」を実質化することが検討されているが、資質・能力の確実な育成につなげるためには、多角的、多面的に見る評価の工夫が必要である。

多様な評価方法として、「パフォーマンス評価」「ルーブリック」「ポートフォリオ評価」等が例示されているが、それらの評価方法を実践する

には十分な理解が必要なことから、先行事例を収集・分析するなどし、考え方を整理した指導事例集等を早期に作成するとともに、教員に対する研修の機会を設けていただきたい。

また、学習評価の在り方や指導要録の改善、高大接続の際の評価に反映する仕組みなど、学習効果を適切に評価するための仕組みを明確に示すとともに、学校現場での十分な周知期間を設けていただきたい。

### **3 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性について**

#### **(1) 幼児教育**

##### **【幼児教育の質の確保・向上について】**

幼児期の終わりまでに育ってほしい10項目の具体的な姿が明確に示された。小学校教育において、この10項目の姿をどのように受け取り、伸ばしていくかをより明確に示されたい。また、幼児教育全体としての質を確保・向上させるため、幼稚園教育要領の改訂内容と保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂内容の整合性を図られたい。

幼稚園等では、若い世代の教員の入れ替わりが多く、経験に基づく知見が蓄積されにくいという現状がある。また、子ども・子育て支援新制度の実施により保育時間が多様になるとともに、預かり保育や子育ての支援など、教育課程以外の活動へのニーズの高まりもある。そのようなことから、研修時間の確保が難しくなっている現状を踏まえ、資質・能力の向上を図るため、適切な時期に研修が受講できるよう、研修指導員や補充に係る人的支援の財政措置を要望する。加えて、幼児教育センター設置の運営補助や幼児教育アドバイザーの配置等の財政措置も必要である。

#### **(2) 小学校**

##### **【小学校における外国語教育の拡充について】**

###### **・専門的な人材の確保及び教員の研修について**

小学校における外国語教育の拡充に当たっては、専門性の高い教員の確保が必要不可欠である。小学校教員の教育職員免許法の改正等に係る英語科指導の要件の有無等について方向性をできるだけ早期に示すとともに、その体制整備に向けて、認定講習（中学校英語免許取得）の開設支援や外部人材の活用支援の他、大学等における教員免許の複数取得条件の緩和など、専門性が高く、効果的な指導ができる教員を確保できるような制度設計を検討していただきたい。また、併せ

て、教員に対する専門性向上のための研修についても支援が必要であり、特に英語教育の専門性を有する人材を十分確保することが困難な自治体があることも予想されるところから、現職小学校教員に対する専門性向上のための研修についても国の全面的な財政支援が必要である。

一方、授業時間数としては、中学年、高学年において、それぞれ年間35単位時間増えるが、学校現場の多忙の現状に鑑み、教員にこれ以上の負担を強いることは、かえって教育の質を低下させることにつながる恐れがある。そのため、外国語教育の専科指導を行う教員を確保するとともに、いわゆる義務標準法における基礎定数及び加配定数を充実させ、各学校における教職員定数の充実を検討していただきたい。

#### ・授業時間の確保について

外国語活動の小学校3・4年生への導入や5・6年生での教科化では、小学校高学年と中学年は授業時間数が年間35単位時間増える。審議のまとめにおいては、45分授業を60分授業の扱いにして、その中の15分を短時間学習として位置づけることや、外国語の短時間学習を2週間に3回程度実施すること、夏季・冬季の長期休業期間において言語活動を行うことなど、幅のある弾力的な授業時間の設定や時間割編成をしていくことが検討されているが、現状は、すでに始業前に読書や計算の短時間学習を実施している学校も多く存在するなど、時間の確保が困難な状況である。

よって、平成32年度から学校において混乱なく実施ができるようするために、地域や学校の実情に応じて選択可能となるよう、時間割編成等の具体的事例や配慮事項を可能な限り早急かつ豊富に示されたい。

#### ・教材・評価について

平成32年度から学校において混乱なく実施ができるよう、先行して教科化に対応した新たな教材を平成30年度に活用できるよう計画的に整備していただきたい。また、英語科の評価については、どうしていくのか学校が不安を抱えている現状であるため、早い段階で評価方法の見直し等を検討し、公表していただきたい。加えて、英語科の授業においては、視聴覚教材が不可欠であるため、デジタル教材の導入も踏まえ、各学校へのICT機器のさらなる導入の支援を検討し、環境整備をお願いしたい。

## **【プログラミング教育の導入について】**

プログラミング教育については、育成しなければならない「プログラミング的思考」の内容が明瞭に示されていない。学校がプログラミング教育を適切に推進していくため、できるだけ早い段階で、「プログラミング的思考」の内容や、小学校教員が活用しやすい各教科等の教材を示すことが求められる。

また、プログラミング教育の導入に当たっては、「プログラミング的思考」に対する理解やプログラミングに対する一定の知識が求められることから、教員の指導力向上に向けた研修の機会を設けるとともに、ＩＣＴ環境の整備に向けた外部人材の活用支援、プログラミング教育に必要なＩＣＴ環境の整備の支援等を検討していただきたい。

## **(3) 中学校**

### **【部活動の在り方について】**

部活動については、現行学習指導要領における位置付けを維持しつつ、将来にわたって持続可能な在り方を検討し、活動内容や実施体制を検討していくことが必要であると示された。実施体制については、教員の負担軽減の観点も考慮し、地域の人々の協力や社会教育との連携など、運営上の工夫を行う必要があることから、部活動指導員（仮称）の配置促進や活用に際しての留意事項等、明確かつ実効性を伴う国としての方針及び方策をできるだけ早い段階に示されたい。

一方で、部活動を実施する規模や指導体制を維持するため、複数校を含む一定規模の地域単位で運営を支える体制の構築に対して支援を行うことが求められる。

これらの要望を実現するために、さらに、日本中学校体育連盟の「全国中学校体育大会引率細則」「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」等の見直しも強く求めていただきたい。

また、指導者教育を行う研修の在り方や、休養日や活動時間の適切な設定についての考え方等を示されたい。

なお、部活動の在り方については、小学校や高等学校等、他の学校種においても課題となっていることにも十分留意されたい。

## **(4) 高等学校**

### **【高等学校における「総合的な学習の時間」の見直しについて】**

高等学校における「総合的な学習の時間」については、生涯にわたって探究する能力を育むための、初等中等教育最後の総仕上げとなる

重要な時間であり、その位置付けを明確化するため、名称を例えれば「総合的な探究の時間（仮称）」として見直すこととされた。

学校において混乱なく実施ができるように、できるだけ早い段階に、具体的な事例や教材等により、考え方や指導の方向性を示されたい。

### **【定時制課程及び通信制課程について】**

定時制課程及び通信制課程は、不登校・中途退学経験者への学び直しの機会提供など、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きく期待されている。

こうした中、多様な生徒が入学している実態にきめ細かに対応するため、教育環境の整備や強化、教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置等において十分な支援の方針を示されたい。

## **(5) 特別支援学校**

### **【特別支援教育における学校の指導体制について】**

インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の提供において、特別支援教育コーディネーターはその役割への期待がより一層高まっている。特別支援教育コーディネーターは校務の中核を担う存在であり、その重要性を踏まえ各学校に計画的に育成・配置されていくことが必要であることから、高等部を含めた特別支援学校への加配のさらなる拡充と、小学校・中学校・高等学校への加配措置について検討していただきたい。

また、通常の学級に多く在籍している発達障害等の特別な配慮が必要な児童生徒等に対して、教員と連携しながら必要な支援を行う特別支援教育支援員の役割は非常に重要となる。小・中学校においては、特別支援教育支援員の配置が年々増えているが、高等学校への配置がほとんど進んでいない現状がある。そのため高等学校において特別支援教育支援員の配置拡充が進むための取組を検討していただきたい。

さらに、特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても、早期教育・専門教育の重要性を踏まえ、小学部、中学部及び高等部に準じた学級編制や教職員定数に係る法制度を整備していただきたい。

### **【重複障害者等に対する教育課程の取扱い等について】**

特別支援学校に在籍する重複障害のある児童生徒の中で、学校に通学できないために家庭や施設等で訪問教育を受けている児童生徒につ

いては、教員配置の関係からニーズがあっても毎日教育を受けることができない状況にある。教育基本法における教育の機会均等、障害者権利条約の批准に向けた障害者基本法の改正により、障害のため家庭や施設等で訪問教育を受ける児童生徒に、必要かつ十分な教育が保障されるための教育課程の取扱いや人材確保等を検討していただきとともに、学習指導要領の中で、家庭や施設等で行われている訪問教育に対する効果的な指導の在り方や指導方法の改善等について、具体例を含めた記述をしていただきたい。

## (6) 学校段階間の接続

### 【高大接続システム改革の進行について】

高大接続システム改革を実現する上で、高等学校教育と大学教育を接続する大学入学者選抜の改革が不可欠であり、そのため、各大学のアドミッション・ポリシーを実現する入学者選抜方法の具現化とともに、「大学入学希望者学力評価テスト（仮）」の平成32年度からの導入が検討されている。しかしながら、現状では、その具体的な試験方法やその問題例が十分に示されているとはいはず、学校現場においては、大きな不安があるところである。

そのため、できるだけ早い段階で、試験方法や試験問題例等、検討内容を具体的に示すとともに、十分な周知期間を設けていただきたい。

また、各種試験・検定試験の成績の活用については、地域的・経済的な平等性を確保するとともに、生徒がその対策を重視するあまり、学校での学習がおろそかになることのないよう、慎重な対応を検討していただきたい。

## 4 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策について

### 【教職員の加配定数の充実及び専門性の確保について】

外国語活動の小学校3・4年生への導入や5・6年生での教科化、プログラミング教育の導入、部活動の運営体制の構築、高等学校での教科目の再編など、新たな教育内容や課題への対応において、中心的な役割を担う教員等を確保するために、加配定数の改善・充実が必要である。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導体制の充実、発達障害等の児童生徒への指導をはじめとした特別支援教育の充実、外国人児童生徒への日本語指導の充実、いじめ・不登校をはじめとした多様化・複雑化する生徒指導への対応強化、「チーム学校」の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備など、学校現場における多くの課題に

対応するため、児童生徒の実態や地域の実情に応じた柔軟な学級編制を可能にするとともに、専門性の高い教員の確保と、教員に対する専門性向上のための研修を充実していただきたい。

### 【「チームとしての学校」の視点に立った体制の整備について】

学校を取り巻く新たな課題に対応していくために、教員以外の専門スタッフも参画した「チームとしての学校」の実現が重要となる。

そのような中、より資質・能力の高いスクールカウンセラーの十分な確保と学校への配置は急務である。そのため、スクールカウンセラーの養成システムの充実が必要であることから、「臨床心理士養成に関する指定大学院または専門職大学院の拡充」、「学校心理士などの資格制度の統一」について検討いただきたい。

また、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、学校と家庭・地域との連携・協働の活性化やそのための社会教育との連携なども改善の方向性として示されている。従来から学校・家庭・地域の連携は進められてきているものの、教育課程の改善・充実の観点からの議論は未だ十分ではないと考えられ、その実現のための方策について、具体的に示されたい。さらに、現在、子供たちが抱える問題の中には、学校だけでは解決しがたく、各種機関からの支援が必要なものも多いことから、スクールソーシャルワーカーの拡充についても十分検討していただきたい。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを、学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを強く要望する。

### 【ＩＣＴ環境の整備とその活用について】

生徒の学習意欲や授業への参加意識の向上、学習理解の促進を図るとともに、「アクティブ・ラーニング」の視点を教科等で取り入れ、「情報活用能力」を高めるためには、情報セキュリティ対策を含むＩＣＴ環境の整備が早急に必要であり、電子黒板（大型提示装置）や可動式パソコン、無線ＬＡＮ等整備のための財政措置を強く求めたい。加えて、特に、各学校が災害拠点としての機能をも有することを踏まえると、無線ＬＡＮ環境の整備は、非常用電源装置及びセキュリティ対策も含め、早急に検討していただきたい。このように、ＩＣＴ技術の進展は著しいものがあるため、教員がＩＣＴ機器を有効活用するための研修プログラムの充実やアドバイスを行う支援員の配置が必要である。

また、ＩＣＴ機器を活用した授業を推進・充実するため、インターネットを通じた授業案のダウンロードや映像による指導方法の配信等を整備し、全国のＩＣＴ機器を活用した先進的な取組の共有を図るとともに、各教科における具体的かつ効果的な授業方法について、ＩＣＴ機器活用に係る研修会やパンフレット等の資料により、できるだけ早い時期に具体的に示されたい。

### 【学校図書館の充実について】

子供たちが教科書の文章すら読み解けていないのではないかとの問題提起があり、全ての学習の基盤となる言語能力の育成を重視することが求められている。また、調査によると、1か月間に1冊も本を読まない高校生は51.9%（2015年、全国学校図書館協議会・毎日新聞社「第61回学校読書調査」）にも及んでいる。

これらのことから、学校図書館資料の充実とともに、司書教諭・学校司書の人材配置が進展するよう、第4次学校図書館図書整備5か年計画（平成24～28年度）の延長を検討していただきたい。